

分野	7	循環型経済社会
政策項目	①	環境と経済の両立に係る取組
関係府省	内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 環境に配慮した企業活動の支援</p> <p>○「ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン 2001」(平成 13 年 6 月)「環境会計ガイドライン」(平成 14 年 3 月:2002 年版)や「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」(平成 15 年 4 月:2002 年度版)の策定・公表等を行い、環境に配慮した企業活動を支援。(環境省、経済産業省)</p> <p>○「グリーン購入法」に基づき、国等の各機関は、率先的に調達する環境物品等を拡大。(「環境物品等の調達に関する基本方針」の改定(平成 15 年 2 月閣議決定))</p> <p>○日本工業標準調査会において、「環境 JIS の策定促進のアクションプログラム」を改定し、200 件を超える標準化テーマを含む環境 JIS 策定中期計画を策定するとともに、技術分野別の環境配慮規格整備方針をとりまとめ(平成 15 年 4 月)。平成 15 年度に環境 JIS として、27 件の JIS 制定・改正を実施した。(経済産業省)</p> <p>2. 環境技術の開発・普及促進</p> <p>○環境分野の研究開発の実施 (関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全地球規模での観測研究、地球変動予測研究及び環境対策技術等の研究開発の実施。 ・環境負荷の小さい交通体系の構築のための技術開発の実施。 ・廃棄物・バイオマスの再資源化に関する技術、二酸化炭素の排出抑制や分離回収・固定化・有用物質への変換技術などの研究開発の実施。 ・水・自然環境に配慮して社会資本の整備を行うための技術開発の実施。 <p>○民間の環境技術の開発・普及を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R対策を講じる必要性の高い製品等(大量排出、処理困難、資源有用性)に対しての技術開発支援(「3Rプログラム」) (経済産業省) ・競争的研究資金制度、先進的な環境技術の評価・実証に係る各種事業 (環境省) <p>3. 地域からの環境問題への取組</p> <p>○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成 15 年 7 月 25 日成立)を制定</p> <p>○地域の企業や市民、NPOが連携するなどの地域からの環境問題の取組を支援し、地域的な環境ビジネスを促進。(経済産業省)</p> <p>○水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対して、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すため、平成 15 年 10 月に、水関係 5 省庁の連絡会議において「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」をとりまとめ。(関係府省)</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 環境に配慮した企業活動の支援</p> <p>○環境報告書を作成公表する企業は平成 14 年度で 650 社(平成 9 年度で 169 社)。内、100 社以上のデータについて、ウェブ上で閲覧が可能なサイト「環境報告書プラザ」に掲載済み。</p> <p>○環境会計に取り組む企業は平成 14 年度で 573 社(平成 12 年度で 356 社)。</p> <p>○平成 8 年度に開始された中小企業向けの環境配慮ツールである、環境活動評価プログラム(エコアクション 21)に取り組む事業者は、平成 16 年 1 月末現在で 1,040 社。</p> <p>○平成 14 年度に開始された「グリーン経営推進マニュアル」(運輸企業向けの環境活動評価プログラム)に取り組むトラック事業者は約 400 社、うちグリーン経営認証を取得した事業者は、平成 16 年 2 月末現在で 54 社。</p> <p>○国等の各機関では、グリーン購入法対象物品の大半において、9割以上の調達率(平成 14 年度)。</p> <p>○民間事業者等による環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の取得件数は、14,000 件以上(平成 16 年 1 月現在)。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	①	環境と経済の両立に係る取組
<p>2. 地域からの環境問題への取組</p> <p>○「環境カウンセラー活用推進事業」により、3,279人(平成14年度末)が環境カウンセラーに登録。</p> <p>○「環境教育指導者育成事業」により、平成15年度に全国4カ所で研修会を実施。</p> <p>○「こどもエコクラブ事業」により、77,417人(平成14年度末)の小中学生が会員登録をし、地域の中で様々な環境活動を行った。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 環境に配慮した企業活動の支援、環境技術の開発・普及促進</p> <p>我が国において環境ビジネスの普及をより一層推進していくことが不可欠。</p> <p>具体的には、事業者の自主的、積極的な環境配慮の取組が社会や市場で高く評価される仕組みづくりを行っていくとともに、選択的・集中的な環境技術開発の促進や、先進的な環境技術の普及に今後とも取り組んでいく。</p> <p>環境報告書の公表及び環境会計、グリーン購入の取組については、平成22年度に上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が実現することを目標。(「循環型社会形成推進計画」平成15年3月閣議決定)</p> <p>2. 地域からの環境問題への取組の促進</p> <p>日常生活や地域社会において、一人一人の自発的な環境保全の取組を促進することによって国民のライフスタイルの転換を図っていく必要があり、地域における人作り、地域の環境資源を活かした町づくりの支援を通して雇用の確保や地域の活性化を実施していくことが重要である。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 環境に配慮した企業活動の支援</p> <p>○環境報告書の普及及び信頼性の向上</p> <p>特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的とする「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」を今通常国会に提出済。</p> <p>○「地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業」(環境省)</p> <p>地球温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及のために、二酸化炭素の排出を抑制する新たな製品や技術の普及を行う新しいビジネスの立ち上げを支援する。</p> <p>○「環境と経済の好循環のまちモデル事業」(環境省)</p> <p>二酸化炭素排出量の削減等の環境保全への取組をバネとしたまちおこしのモデルを創り、これにより地域経済の活性化を図る(市町村の提案を募り、選定評価委員会によって対象地域を選定)。</p> <p>2. 環境技術の開発・普及促進</p> <p>○「地球温暖化対策技術開発事業」(環境省)</p> <p>石油特会を活用した競争的研究資金制度の創設等により、温暖化対策のための基盤的な技術の開発を支援する。</p> <p>3. 地域から環境問題への取組</p> <p>○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成15年10月一部施行)に基づいて以下のように各種取組を推進。(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境教育等人材認定等事業登録事業」 ・「環境体験学習上級指導者等育成方策検討調査」 		
<p>17年度以降</p> <p>○引き続き、環境と経済の両立に係る取組を推進。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	②	地球温暖化対策の推進
関係府省	全府省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 「地球温暖化対策推進大綱」に基づく施策 (全府省)</p> <p>○200以上の施策をとりまとめた「地球温暖化対策推進大綱」を策定(平成14年3月)</p> <p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正(平成14年6月)し、京都議定書の発効後速やかに京都議定書目標達成計画を策定すること等を規定</p> <p>○2008年～2012年における我が国の温室効果ガス総排出量を基準年(原則1990年)比6%削減することを約束した京都議定書の締結</p> <p>○締結された京都議定書の約束期間以降(2013年以降)の国際枠組みのあり方に関する議論の推進</p> <p>○各府省において環境配慮の方針を策定。また、平成15年12月に「農林水産環境政策の基本方針」を策定</p> <p>2. 京都メカニズム関連事業の促進 (外務省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>○京都メカニズムプロジェクトに関する政府承認基準を策定(平成14年10月)。</p> <p>○国別登録簿のシステム開発や、排出削減認証を行う人材の育成等のインフラ整備を推進。</p> <p>3. 新エネ・省エネ (関係府省)</p> <p>○太陽光発電システム、風力発電、燃料電池等の新エネルギー技術について低コスト化、出力安定化等を図るための技術開発を行うと共に、これら新エネルギーの普及促進のため、地方公共団体や民間事業者等に対する導入補助などを実施。</p> <p>○「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」(平成15年4月完全施行)に基づき、電力分野における新エネルギーの導入拡大。</p> <p>○工場又はビル等の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供するESCO(Energy Service Company)事業を支援。</p> <p>○脱温暖化型ライフスタイルへの変革に向けた普及啓発などの国民運動を展開</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 「地球温暖化対策推進大綱」に基づく施策</p> <p>○2001年度における我が国の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年(原則1990年)と比べ5.2%上回っており、議定書の約束達成のためにはさらなる削減が必要。</p> <p>2. 京都メカニズム関連事業の促進 (外務省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>○平成14年10月の政府承認開始以降、現在までにCDM(先進国と途上国の間で行われる温室効果ガス削減・吸収事業)5件、JI(共同実施。先進国同士の間で行われる温室効果ガス削減・吸収事業)1件についてのプロジェクトを承認。</p> <p>3. 新エネ・省エネ</p> <p>○太陽光発電は、平成14年度現在で63.7万kWの世界一の導入実績を誇るまでに急増。</p> <p>○風力発電は、平成10年度3.5万kWの導入量が平成14年度に46.3万kWまでに急増。</p> <p>○ESCO(Energy Service Company)事業の市場規模が拡大。(受注額実績:平成14年51,490百万円←平成10年17,036百万円)</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	②	地球温暖化対策の推進
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 「地球温暖化対策推進大綱」に基づく施策</p> <p>○目指すべき方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書の6%削減約束の達成(エネルギー起源二酸化炭素 ±0.0%、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 -0.5%、革新的技術開発及び国民各界各層の活動の推進 -2.0%、代替フロン等3ガス +2.0%、森林経営による吸収量の確保 -3.9%) ・更なる長期的・継続的な排出削減へと導くため、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築を目指す。 <p>○基本的な考え方</p> <p>環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築、ステップ・バイ・ステップのアプローチの採用、国、地方、事業者及び国民が一体となった取組の推進、地球温暖化対策の国際的連携の確保。</p> <p>2. 新エネ・省エネ</p> <p>○新エネルギーの導入目標:平成 22 年度までに、新エネルギーの一次エネルギー総供給量に占める割合を現在の約3倍の3%と設定。(総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の報告書(平成 13 年6月))</p> <p>○平成 16 年度までに規制の再点検等を通じて、燃料電池の普及・拡大に向けた環境を整備。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>1. 「地球温暖化対策推進大綱」に基づく施策</p> <p>○「地球温暖化対策推進大綱」に基づく対策・施策の着実な推進。</p> <p>○ステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って、対策・施策の進捗状況を評価し、必要に応じ追加的対策・施策を検討する。</p> <p>○地球温暖化対策の検討・整理及び経済社会システムのグリーン化を効果的に進める環境政策の提案・実行を内容とする「国土交通省環境行動計画(仮称)」を策定。</p> <p>2. 京都メカニズム関連事業の促進 (経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>○エネルギー利用効率の改善、新エネルギーによる発電施設の建設・改修、植林等、国際間で行われる地球温暖化対策事業(CDM/JI)については承認を行い、案件発掘のための調査、事業の支援、認証機関の育成等を実施。</p> <p>3. 新エネ・省エネ (関係府省)</p> <p>○新エネルギー源の特性や課題に応じ、電力系統の安定化や低コスト化のための技術開発・実証研究を行うとともに、地方公共団体や民間事業者等に対する導入補助など、引き続き施策の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの技術開発 ・風力発電の技術開発及び導入支援 ・燃料電池の実用化に向けた技術開発、基盤整備 など <p>また、脱温暖化型ライフスタイルへの変革に向け、NGO等各主体との連携による各種媒体を通じた普及啓発により、国民運動を展開。</p> <p>17 年度以降</p> <p>1. 「地球温暖化対策推進大綱」に基づく施策</p> <p>○平成 16 年に実施する大綱の評価・見直しに基づき、京都議定書上の削減約束の遵守に向け、必要な追加的対策・施策を講じる。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	③	世界最先端の「低公害車」社会の構築
関係府省	総務省、経済産業省、国土交通省、環境省	
<p><これまでの対応></p> <p>○低公害車の普及 (経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の普及、燃料電池自動車の開発、次世代低公害車の開発を内容とする「低公害車開発普及アクションプラン」の策定(平成 13 年7月)。 ・原則として全ての国の一般公用車を低公害車に切り替えを目標。 <p>○燃料電池自動車の実用化 (総務省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車の実用化に向け、「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」(平成 14 年 10 月)及び「規制改革推進3か年計画(再改訂)」(平成 15 年3月閣議決定)において取りまとめたスケジュールに従い、燃料電池の普及に係る規制を平成 14 年度～平成 16 年度の3か年で再点検。 <p>○自動車排ガス対策 (国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自動車 NOx・PM 法」の制定(平成 14 年5月施行)に伴う規制強化。 ・NOx 等削減の基本方針等の策定、平成 14 年 10 月より特定地域内において基準不適合車両の使用規制の実施。 		
<p><これまでの成果></p> <p>○低公害車の普及台数は約 575 万台(平成 15 年9月末時点)(平成 14 年3月末時点約 217 万台)。</p> <p>○国の一般公用車への低公害車の導入率約 45%(平成 14 年度末)。</p> <p>○平成 15 年度上半期の低公害車新規登録台数は約 119 万台(全新規登録台数の約 64%)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○平成 22 年度までのできるだけ早い時期に、低公害車を 1,000 万台以上普及。</p> <p>○平成 22 年度までに、燃料電池自動車を5万台普及。</p> <p>○平成 16 年度末までに、国の有する一般公用車を全て低公害車に切り替え。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>○低公害車の普及 (経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用段階にある低公害車の普及を促進するため、低公害車の導入及び燃料等供給設備の設置に対する支援の実施。 ・ガソリン・軽油以外の新燃料あるいは新技術を利用した次世代低公害車の技術開発を推進。 <p>○燃料電池自動車の実用化 (総務省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池の普及に係る規制の再点検スケジュールに従い、平成 16 年度までに関係省庁において規制を再点検。 ・燃料電池自動車の早期実用化を図るため、技術開発や実証試験、普及啓発等を推進。 <p>○自動車排ガス対策 (関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルファーフリー燃料(ガソリン・軽油中の硫黄の 10ppm以下)の早期導入(平成 17 年以降)を支援。 ・世界一厳しいディーゼル自動車の排出ガス基準(新長期規制)の導入(平成 17 年 10 月～)以降の排出ガス規制の一層の強化の検討。 <p>○エコドライブの推進 (警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エコドライブ普及アクションプラン(仮称)」を策定し、アイドリングストップを始めとする、環境負荷の軽減に配慮した自動車使用の普及啓発等を推進。 <p>17 年度以降</p> <p>○引き続き、「低公害車開発普及アクションプラン」に基づく施策を着実に実施。</p> <p>○世界一厳しいディーゼル自動車の排出ガス基準(新長期規制)の導入開始(平成 17 年 10 月～)。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	④	廃棄物・リサイクル対策(ごみゼロ作戦の推進)
関係府省	警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 廃棄物の発生抑制や再生利用等の促進</p> <p>○「循環型社会形成推進基本法」(平成 13 年1月)を始め、「容器包装リサイクル法」(平成 12 年4月)、「家電リサイクル法」(平成 13 年4月)、「食品リサイクル法」(平成 13 年5月)、「建設リサイクル法」(平成 14 年5月)を完全施行。(関係府省)</p> <p>○平成 15 年3月に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、①国民に分かり易い循環型社会の具体的なイメージ、②資源の循環的な利用の度合いを表す資源生産性や家庭ごみの削減率などの数値目標、③国や各主体の取組などを規定。(環境省)</p> <p>○平成 15 年 10 月 1 日より、「資源有効利用促進法」に基づき、家庭系パソコンについて、製造等事業者によるリサイクル制度を開始。(経済産業省、環境省)</p> <p>○エコタウン事業 (経済産業省、環境省) これまでに全国 19 地域におけるエコタウンプランを承認。プランに基づいて実施される環境展示会、環境情報提供事業等ソフト事業及び先導的リサイクル施設整備事業のハード事業に対して、総合的・多面的な支援を実施。</p> <p>○静脈物流システムの構築とリサイクルポートプロジェクトの推進 (国土交通省)</p> <p>2. 廃棄物の適正処理の確保</p> <p>○不法投棄等に係る罰則の更なる強化を措置するとともに、生活環境の保全上緊急を要する場合には、国が直接立入検査等を行うことができるよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正(平成 15 年 12 月年施行)し、あわせて地方環境対策調査官事務所の体制を強化 (環境省)</p> <p>○産業廃棄物の不法投棄事犯等の廃棄物事犯に対する徹底した取締りを推進。特に、軽油の密造に伴い精製される硫酸ピッチ等の不適正処分事犯については、関係省庁と「硫酸ピッチ不適正処分事案関係省庁連絡会議」等の場で情報交換等連携を強化し、積極的な取締りを推進。(環境省、警察庁)</p> <p>○香川県豊島や青森・岩手県境を始めとする大規模不法投棄事案の支障の除去等の目処をたてた。(環境省)</p> <p>○我が国の廃棄物処理施設整備に係る事業の実施の目標及び概要を定める「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定(平成 15 年 10 月 10 日)。</p> <p>○廃棄物処理施設整備に対する国庫補助の加算等により、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づくダイオキシン類の排出規制強化に適合するためのごみ処理施設の更新や改造を推進(平成 14 年 12 月から)。(環境省)</p> <p>○「PCB廃棄物処理基本計画」(平成 15 年4月)を策定し、保管者、製造者等、環境事業団、都道府県及び国について各々の保管、処理施設及び体制の整備等の役割を明確にするとともに、拠点的处理施設の整備を推進。(環境省)</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 廃棄物の発生抑制や再生利用等の促進</p> <p>○「容器包装リサイクル法」に基づき、分別収集を実施する市町村数が着実に増加。びん、缶は 80%を超えて、ペットボトルは 40%を超えてリサイクル(平成 13 年度)。ペットボトルをペットボトルの原料に戻す、いわゆるボトル to ボトルのリサイクル施設が平成 15 年 11 月から稼働。</p> <p>○「家電リサイクル法」に基づき、全国 41 カ所の家電リサイクルプラントに搬入された家電4品目(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫)が、平成 13 年度 837 万台から平成 14 年度 1,016 万台へと大きく増加。</p> <p>○「食品リサイクル法」に基づき、食品関連事業者における再生利用等への取組が進展。(発生抑制 34%、減量化 9%、リサイクル 50%(平成 13 年度実績))</p> <p>○「資源有効利用促進法」に基づき、平成 15 年 10 月から 12 月にかけて約 31,500 台の家庭系パソコンが製造等事業者により回収された。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	④	廃棄物・リサイクル対策(ごみゼロ作戦の推進)
<p>2. 廃棄物の適正処理の確保</p> <p>○「ダイオキシン類削減計画」における「平成 14 年度末に廃棄物焼却施設からの排出量を9年に比べ約 92%削減」との目標について、平成 14 年 12 月末までに既に 90%の削減を達成。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 廃棄物の発生抑制や再生利用等の促進</p> <p>○循環型社会の構築(資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを楽しむ質を重視した社会)</p> <p>目標年次を平成 22 年度とし、資源生産性を平成 12 年度から概ね4割向上させトン当たり 39 万円、循環利用率を平成 12 年度から概ね4割向上させ 14%、最終処分量を平成 12 年度から概ね半減させ 2,800 万トンとすることを目標。</p> <p>2. 廃棄物の適正処理の確保</p> <p>○不適正処理対策の一層の強化、優良事業者の育成、過去の不法投棄による支障の除去等により、5年以内に大規模な不法投棄事案をゼロにすることを当面の目標として不法投棄の撲滅を図りつつ、廃棄物処理体制を一層強化することで、循環型社会の実現を目指す。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>1. 廃棄物の発生抑制や再生利用等の促進</p> <p>○エコタウン事業 (経済産業省、環境省)</p> <p>都道府県等によるゴミゼロ型地域社会の形成を目指した計画(エコタウン計画)に基づいて民間業者が取り組む廃棄物の再生利用に係る施設のうち技術的に先進性・先駆性を有する等の要件に該当するものの整備に対して補助を行う。</p> <p>○リサイクル制度の体系化・高度化推進事業 (環境省)</p> <p>リサイクルの質の改善、高度化を図るため、各種リサイクル法の見直しに備えた実態把握等を行う。</p> <p>○自動車リサイクル法の本格施行に向けた準備 (経済産業省、国土交通省、環境省)</p> <p>「自動車リサイクル法」の本格施行(平成 17 年1月1日)に向けて、引き続き実務体制の検討・整備、関係事業者や自動車所有者に対する制度の普及・広報を行う。</p> <p>2. 廃棄物の適正処理の確保</p> <p>○電子マニフェスト普及促進 (環境省)</p> <p>排出事業者や処理業者にとって情報管理の合理化や偽造がしにくく、不適正処理の原因者究明の迅速化にも役立つなどのメリットが大きい電子マニフェストの拡大普及を図っていく。</p> <p>○産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業 (環境省)</p> <p>廃棄物の不法投棄防止のため、地方環境対策調査官事務所による都道府県等関係機関とのネットワーク構築(ブロック会議の実施等)及び現地調査業務に係る装備について整備を実施。</p> <p>○廃棄物処理体制の一層の強化 (環境省)</p> <p>ダイオキシンで汚染された廃焼却炉の撤去を推進するなど、循環型社会の基盤となる廃棄物処理体制の一層の強化を図る。</p> <p>○廃棄物処理法の改正 (環境省)</p> <p>国の役割の強化による不適正処理事案の解決、硫酸ピッチ等の不適正処理の罰則や不法投棄等の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者の罰則の強化等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正法案を今通常国会に提出済。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	④	廃棄物・リサイクル対策(ごみゼロ作戦の推進)
<p>17年度以降</p> <p>○引き続き、「循環型社会形成推進基本計画」に基づく施策を着実に実施。</p> <p>○容器包装リサイクル法の施行状況の検討 (経済産業省、環境省)</p> <p>「容器包装リサイクル法」附則第3条には、施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされており、これを踏まえ、平成17年度に関係省庁において評価・検討を行う予定。また、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「家電リサイクル法」についても、順次同様に評価・検討を行う予定。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	⑤	バイオマス戦略の推進
関係府省	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. バイオマス利活用推進についての全般的事項 (関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年を目標とし、78項目の具体的な行動計画を含む「バイオマス・ニッポン総合戦略」の策定(平成14年12月閣議決定)。 ・関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」(平成15年2月)、民間の創意工夫を取り入れるために学識経験者等からなる「アドバイザーグループ」を設置(平成15年4月)。 ・関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制の整備。 ・アルコール含有燃料の安全上等の問題を受け、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」を一部改正し、アルコール混合比率の上限を規格化した。(平成15年8月) ・エタノール3%含有ガソリン(E3)を取り扱う給油取扱所に関する運用上の指針のとりまとめ(平成16年3月)。 ・下水汚泥と生ゴミ等を一緒に処理し有効利用の促進を図ること等を目的として、都道府県が策定する「下水汚泥処理総合計画」のマニュアルを見直し(平成15年8月)。 ・下水汚泥及び生ゴミ等下水汚泥以外のバイオマスも含めた処理に対する技術開発ならびに施設整備への支援。 <p>2. バイオマスの生産、収集・輸送に関する戦略 (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス資源を含めた循環資源の効率的な静脈物流システムの構築に着手。 <p>3. バイオマスの変換に関する戦略 (農林水産省、経済産業省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の多段階ガス化による熱電供給システム、メタン発酵プロセスの高効率化に向けた微生物制御手法等の技術開発を支援。 ・バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発、地域の取組や施設整備への支援。 ・下水汚泥と生ゴミ等のバイオマスを集約処理するバイオマス利活用事業を創設。 <p>4. バイオマスの変換後の利用に関する戦略 (経済産業省、農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の全面施行(平成15年4月)により、電気事業者は電力の販売量に応じ、一定割合以上の量の新エネルギー(バイオマスを含む)等による電気の利用が義務づけ。 ・農林水産省食堂におけるバイオマスプラスチック食器の試験的利用の実施(平成15年11月)。 ・バイオマスプラスチック製品のうち、環境負荷低減に資する製品について、グリーン購入の推進等により普及促進。 		
<p><これまでの成果></p> <p>1. バイオマス利活用推進についての全般的事項 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・212件、2,136,359kWのバイオマス発電設備を「新エネルギー等発電設備」として認定(平成16年1月1日現在)。 		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○2010年において、廃棄物系バイオマスの80%、未利用バイオマスの25%利活用(バイオマス・ニッポン総合戦略の目標)。</p>		

分野	7	循環型経済社会
政策項目	⑤	バイオマス戦略の推進

<今後の対応>

16年度

1. モデル事業による推進 (文部科学省、農林水産省)
 - ・廃棄物系バイオマスを高効率でエネルギー変換するシステムの研究開発を推進。(平成16年度～平成18年度)
 - ・バイオマスプラスチックの利活用を推進し、汎用プラスチックの4倍であるバイオマスプラスチック価格(500円/kg)を平成18年度に3倍(350円/kg)へ低下させる生産技術の実証。(平成16年度～平成18年度)
2. バイオマス利活用推進についての全般的事項 (総務省、農林水産省)
 - ・2010年の目標年に向け、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の取組工程を現在策定中。
 - ・危険物施設におけるバイオ燃料の安全利用に関する調査検討を行う。
 - ・農林水産業由来のバイオマスをプラスチック原料等の工業原料、エネルギー、農業用途等に多段階かつ総合的に利活用する地域循環システムを構築する研究開発を実施。
3. バイオマスの変換に関する戦略 (経済産業省)
 - ・バイオマス等から高付加価値製品を生産・製造する技術の実用化開発を支援。
4. バイオマスの変換後の利用に関する戦略 (経済産業省、国土交通省、環境省)
 - ・バイオディーゼルの軽油への添加について、PM(粒子状物質)等排出ガスに与える影響の精査及びバイオディーゼル燃料の性状に関する規格化の検討。
 - ・「愛・地球博」(平成17年3月～)において、バイオマスプラスチックの導入に向けた実証事業を実施するとともに、会場から出る生ゴミ等から発生させたバイオガスをエネルギー源とする燃料電池や太陽光発電等の新エネ複合システムを導入し、長久手会場日本政府館の電力の全てを供給。
 - ・バイオエタノールの普及促進のため、民間事業者等に対して関連設備の導入を支援。

17年度以降

1. モデル事業による推進 (文部科学省、農林水産省)
 - ・文部科学省、農林水産省が取り組むバイオマス関連のモデル事業を引き続き推進(平成16～平成18年度)。
2. バイオマスの変換後の利用に関する戦略 (国土交通省)
 - ・下水污泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(Lotus Project)により、平成17年度～平成20年度の4年間で、発生する下水污泥やメタン等を有効利用したバイオマス発電等の新技術を確立。
3. バイオマス・ニッポン総合戦略の見直し (関係府省)
 - ・地球温暖化対策推進大綱についての第2ステップに向けての対策・施策の推進状況の評価等を踏まえながら、バイオマス・ニッポン総合戦略の見直しを行う。

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	①	待機児童ゼロ作戦の推進
関係府省	文部科学省、厚生労働省	

<これまでの対応>

- 平成13年7月、保育所の待機児童の解消を図るため、待機児童ゼロ作戦を閣議決定。
 保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。
- 保育所に係る規制緩和を着実に実施。
 【既に講じた主な規制緩和等】
 - ・認可保育所の設置基準の緩和(園庭・分園など)
 (園庭については平成13年～、分園については平成10年～)
 - ・保育所の設置者の多様化(株式会社など)(平成12年～)
 - ・保育所の公設民営方式(平成13年～)
- 保育所の施設整備に当たっては、PFI制度を活用するとともに、学校の余裕教室の活用等による公設民営方式を推進し、最小コストで最良・最大のサービスを提供。
 (文部科学省、厚生労働省)

<これまでの成果>

○保育所等において、5万人を超える受入児童数の増

	保育所入所児童数(4月)	対前年同月比(各月平均)	預かり保育・特定保育等
平成14年度	188万人	+5万3千人	—
平成15年度	192万人	+4万3千人	+1万1千人

※平成15年度の対前年同月比は、4月から10月までの平均

5万人を超える受入児童数の増加を図ったが、社会経済情勢の動向による女性の労働力人口の増加、都市部の再開発による住宅建設により特定の地域において保育需要が急増していることを背景として、平成15年4月1日現在、約2万6千人の児童が待機する状況。

	15年4月1日(A)	14年4月1日(B)	差引(A-B)
待機児童数	26,383人	25,447人	936人

○保育所の設置者の多様化

- ・公設民営型保育所の設置 407件(平成14年8月現在)
- ・社会福祉法人以外の設置主体による認可保育所数 106件(平成15年4月現在)

○預かり保育実施幼稚園数(平成13年6月1日現在)

公立1,302園(22.7%)、私立6,459園(78.2%)、計7,761園(55.4%)

預かり保育実施幼稚園数(平成15年6月1日現在)

公立2,044園(37.0%)、私立6,941園(84.7%)、計8,985園(65.5%)

<今後の課題・制度改革により目指す姿>

- 平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図り、子育てと仕事の両立を支援する。

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	①	待機児童ゼロ作戦の推進
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>○待機児童ゼロ作戦を強力に推進するため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消のための保育所の緊急整備の実施(待機児童の多い市町村を中心に保育所の緊急整備を行うための経費として、平成16年度に限り150億円を上乗せ) ・特定保育事業の拡充(週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充) ・幼稚園における預かり保育の充実(私立幼稚園における「特定預かり保育」及び「休業預かり保育」の実施や既存の幼稚園施設への預かり保育室の設備など) <p style="text-align: right;">(文部科学省、厚生労働省)</p> <p>○平成16年度で現行の待機児童ゼロ作戦は最終年度となるが、平成17年度以降も引き続き都市部を中心に根強い保育需要が予想されることから、特定の市町村及び都道府県においては、平成16年度中に改正児童福祉法に基づく保育計画(保育の実施の事業、子育て支援事業その他保育に関する事業の供給体制の確保に関する計画)を策定し、待機児童の計画的な解消を進めるとともに、平成17年度以降の必要な支援を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>		

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	②	少子化対策の推進
関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	

<これまでの対応>

「少子化対策推進基本方針」(新エンゼルプラン)及び少子化の流れを変えるためのもう一段の対策である「次世代育成支援に関する当面の取組方針」に基づく対策として、以下の施策を推進

【仕事と子育ての両立推進のための保育サービスの充実】 (文部科学省、厚生労働省)

- 待機児童ゼロ作戦の推進
- 認可保育所の整備、保育ママ・幼稚園の預かり保育などの推進
- 延長保育等に加え、パートタイム労働者等のための新しい保育サービス(特定保育)の推進
- 認可保育所の設置主体、入所定員の弾力化、短時間勤務保育士の導入、保育所分園など保育所の設置に係る規制緩和の実施
- 幼稚園・保育所の一体的運営のための規制改革(資格の相互取得、施設設備の共用等)
- 保育所の施設整備に当たっては、PFI制度を活用するとともに、学校の余裕教室の活用等による公設民営方式を推進
- 放課後児童の受入体制整備

【男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現】 (厚生労働省、経済産業省)

- 年次有給休暇の取得促進
- フレックスタイム制などの柔軟な労働時間制度の普及
- 仕事と育児の両立支援、働き方の見直しなど産業界への次世代育成支援対策の取組推進の要請

【子育てしているすべての家庭のために】 (文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 地域の子育て支援サービスの充実とネットワークの推進
- 出産・育児による離職後の再就職の支援
- 家庭教育への支援の充実
- バリアフリー環境の整備、公営住宅等と子育て支援施設の一体的整備

【次世代を育む親になるために】 (文部科学省、厚生労働省)

- 親になるための出会い・ふれあい機会の拡充
- 体験活動・世代間交流、子どもを生き育てることの意義に関する教育の推進等
- 不妊専門相談センターの整備

<これまでの成果>

- 保育サービス等について、新エンゼルプランの当初目標値を上回る整備状況。
 - ・延長保育 平成 16 年度予算案 13,100 か所〔当初目標 10,000 か所〕
 - ・休日保育 平成 16 年度予算案 750 か所〔当初目標 300 か所〕
 - ・地域子育て支援センター 平成 16 年度予算案 3,000 か所〔当初目標 3,000 か所〕
 - ・一時保育 平成 16 年度予算案 5,000 か所〔当初目標 3,000 か所〕
 - ・ファミリー・サポート・センター 平成 16 年度予算案 385 か所〔当初目標 180 か所〕
 - ・放課後児童クラブ 16 年度予算案 12,400 か所〔当初目標 11,500 か所〕

○保育所等において、5万人を超える受入児童数の増

	保育所入所児童数(4月)	対前年同月比(各月平均)	預かり保育・特定保育等
平成 14 年度	188万人	+5万3千人	—
平成 15 年度	192万人	+4万3千人	+1万1千人

※ 平成 15 年度の対前年同月比は、4月から 10 月までの平均

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	②	少子化対策の推進
<p>○保育所の設置者の多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設民営型保育所の設置 407 件(平成 14 年8月現在) ・社会福祉法人以外の設置主体による認可保育所数 106 件(平成 15 年4月現在) <p>○預かり保育実施幼稚園数(平成 13 年6月 1 日現在)</p> <p>公立 1,302 園(22.7%)、私立 6,459 園(78.2%)、計 7,761 園(55.4%)</p> <p>預かり保育実施幼稚園数(平成 15 年6月 1 日現在)</p> <p>公立 2,044 園(37.0%)、私立 6,941 園(84.7%)、計 8,985 園(65.5%)</p> <p>○事業所内託児施設の設置及び運営の支援など育児を行う労働者が働き続けやすい環境の整備(「事業所内託児施設助成金」平成 14 年度支給実績 158 件)</p> <p>○年間総実働労働時間の着実な減少(平成4年度 1,958 時間→平成 14 年度 1,841 時間)</p> <p>○奉仕・体験活動関係について、国、全都道府県、約4割の市区町村に協議会と支援センターを設置し、推進体制を整備。各都道府県において体験活動の推進校を指定(平成 15 年度約 800 校)。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○「子育てと仕事の両立支援」に加え、「地域における子育て支援」「男性を含めた働き方の見直し」「社会保障における次世代支援」及び「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った対策を総合的・計画的に進め、子どもを安心して生み、子育ての喜びを実感できる社会を目指す。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>【子育てと仕事の両立支援、地域における子育て支援等】 (文部科学省、厚生労働省)</p> <p>○待機児童ゼロ作戦及び地域における子育て支援を強力に推進するため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童解消のための保育所の緊急整備の実施(待機児童の多い市町村を中心に保育所の緊急整備を行うための経費として、平成 16 年度に限り 150 億円を上乗せ) ・特定保育事業の拡充(週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充) ・つどいの広場事業の拡充(子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」の身近な場所での設置を推進 平成 16 年度予算案 500 か所) ・育児支援家庭訪問事業の創設(出産後間もない時期に様々な原因で養育が困難になっている家庭等に対して、育児に関する技術支援等を行うことにより、育児困難な家庭の子育て支援を推進 平成 16 年度予算案 957 市町村) ・子育て支援総合コーディネート事業の拡充(各市町村において、子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、利用のあっせん・調整等を行う「子育て支援総合コーディネーター」の配置を推進 平成 16 年度予算案 500 市町村) ・幼稚園における預かり保育の充実(私立幼稚園における「特定預かり保育」及び「休業預かり保育」の実施や既存の幼稚園施設への預かり保育室の設備など) <p>○次世代育成支援対策推進法に基づく地方公共団体・事業主による行動計画の策定促進。</p> <p>○現行の待機児童ゼロ作戦及び新エンゼルプランが、平成 16 年度末に終了することを受け、市町村及び都道府県行動計画等を踏まえ、平成 17 年度以降の必要な支援を検討する。また、平成 17 年度以降も引き続き都市部を中心に根強い保育需要が予想されることから、特定の市町村及び都道府県においては、平成 16 年度中に改正児童福祉法に基づく保育計画(保育の実施の事業、子育て支援事業その他保育に関する事業の供給体制の確保に関する計画)を策定し、待機児童の計画的な解消を進める。</p> <p>○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置に向けた準備。(平成 16 年度中に基本的な考えをとりまとめ)</p> <p>○より利用しやすい仕組みとするための育児休業制度等の見直しを実施。(今通常国会に法案提出済)</p> <p>○引き続き、「事業所内託児施設助成金」のより一層の活用を図る。</p>		

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	②	少子化対策の推進

【児童手当の見直し】 (厚生労働省)
 ○子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当制度における支給対象年齢を就学前から小学校第3学年修了まで引き上げる。(今通常国会に法案提出済)

【社会保障における次世代支援】 (厚生労働省)
 ○年金制度において、以下の次世代育成支援策を拡充。(今通常国会に法案提出済)
 ・育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充(1歳未満→3歳未満)。
 ・勤務時間短縮等により標準報酬が低下した時の年金額計算上の配慮措置(従前の標準報酬額を使用)

【児童虐待防止対策など要保護児童対策の見直し】 (厚生労働省)
 ○児童虐待等の問題に適切に対応するため、児童福祉法における児童相談所・市町村の役割、児童福祉施設のあり方を見直す。(今通常国会に法案提出済)

【少子化社会対策大綱の策定】 (内閣府)
 ○少子化社会対策基本法に基づき、平成16年5月を目途に、政府が少子化に対処するために推進すべき施策の総合的かつ長期的な指針を提示する。

【その他】 (文部科学省)
 ○平成16年度において、民間団体等を活用して親の気軽な相談相手となっている「子育てサポーター」の充実した活動を支援するとともに、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を実施。
 ○奉仕・体験活動について、平成16年度末までに、奉仕活動・体験活動の推進体制を、全市区町村域をカバーするよう整備。平成17年度末までに、全国の小・中・高校において、7日間以上の体験活動を実施。また、平成16年度から、学校等を活用し、地域の大人の力を結集して、子どもたちの体験活動や地域住民の交流活動を支援するための子どもの居場所づくりを推進。

17年度以降

【子育てと仕事の両立支援、地域における子育て支援等】 (文部科学省、厚生労働省)
 ○次世代育成支援対策推進法に基づく地方公共団体・事業主による行動計画に沿った実効性のある総合的な取組を促進。
 ○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の準備・設置。(平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施)

【男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現】 (厚生労働省)
 ○仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた総合的な対策に関し、所要の法案の提出も含め、平成17年度に所要の措置を講ずる。

【その他】 (文部科学省)
 ○平成17年度末までに、全国の小・中・高校において、7日間以上の体験活動を実施。

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	③	男女共同参画の推進
関係府省	内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、関係各省	

<これまでの対応>

【女性のチャレンジ支援策】 (内閣府)

- 社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう、政府における積極的な女性の登用等の促進、民間への働きかけを実施。
- 「再就職」したい、「起業」したい、「NPO」を立ち上げたいなどと考える女性のチャレンジ支援のための関連情報をワンストップ・サービス化、ネットワーク化し、気軽に相談できる総合的な窓口をつくり、一箇所で必要な情報を得られるよう環境整備を推進。

【女性国家公務員の採用・登用等について】 (内閣府)

- 平成13年6月、男女共同参画推進本部において、「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」を決定。

【男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革】 (内閣府、財務省、厚生労働省)

- 男女共同参画会議影響調査専門調査会で、女性のライフスタイルの選択に影響の大きい税制・社会保障制度・雇用システムについて検討し、配偶者控除・配偶者特別控除の縮小・廃止、第3号被保険者制度の見直し等を提言。平成15年度税制改正において、配偶者特別控除の上乗せ分を廃止。

【雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保】 (厚生労働省)

- 男女雇用機会均等法に基づく指導、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止対策、企業が進めるポジティブ・アクションの取組を促進。
- パート労働者について正社員との均衡を考慮した処遇の考え方を具体的に示すため、平成15年8月パートタイム労働法に基づく指針を改正(同年10月より適用)。

【男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援】 (内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係各省)

- 平成13年7月に、「待機児童ゼロ作戦」などを含む「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定。
- 「子育てと仕事の両立支援」に加え、「地域における子育て支援」「男性を含めた働き方の見直し」「社会保障における次世代支援」及び「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った対策を総合的・計画的に推進。

【生涯を通じた女性の健康支援】 (厚生労働省)

- 地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、①不妊に関する医学的な相談や、②不妊による心の悩みの相談などを行う不妊専門相談センター事業を実施。
- 総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備。

【男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実】 (文部科学省)

- 一人一人が個性と能力を発揮していけるように、生涯学習の振興等を実施。

<これまでの成果>

- 国の審議会等における女性委員の登用状況 平成10年18.3% → 平成15年26.8%

- 各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定

国家公務員採用試験区分別採用等の状況(人事院人材局調べ)

試験年度	12年度				14年度			
	女性	(%)	男性	(%)	女性	(%)	男性	(%)
I種採用	89	15.6	480	84.4	102	16.6	512	83.4
II種採用	883	25.5	2586	74.5	1100	24.5	3383	75.5
III種採用	1695	36.8	2910	63.2	1159	42.1	1593	57.9

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	③	男女共同参画の推進

○保育所等において、5万人を超える受入児童数の増

	保育所入所児童数(4月)	対前年同月比(各月平均)	預かり保育・特定保育等
平成14年度	188万人	+5万3千人	—
平成15年度	192万人	+4万3千人	+1万1千人

※ 平成15年度の対前年同月比は、4月から10月までの平均

○保育所の設置者の多様化

- ・公設民営型保育所の設置 407件(平成14年8月現在)
- ・社会福祉法人以外の設置主体による認可保育所数 106件(平成15年4月現在)

○預かり保育実施幼稚園数(平成13年6月1日現在)

公立1,302園(22.7%)、私立6,459園(78.2%)、計7,761園(55.4%)

預かり保育実施幼稚園数(平成15年6月1日現在)

公立2,044園(37.0%)、私立6,941園(84.7%)、計8,985園(65.5%)

○不妊専門相談センターについては28か所で、周産期医療ネットワークについては、20都府県で実施(平成14年度)。

<今後の課題・制度改革により目指す姿>

○女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現を目指す。

<今後の対応>

16年度

【女性のチャレンジ支援策】

(内閣府)

○地域におけるチャレンジ支援ネットワークの構築推進に向け、モデル事業を実施。

【男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革】

(厚生労働省)

○年金改革において、「男女共同参画社会」の理念も踏まえて、以下の措置を講ずる。

- ・第3号被保険者期間の厚生年金の分割
 - ・離婚時の厚生年金の分割
 - ・遺族年金制度の見直し
- (今通常国会に法案提出済)

【雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保】

(厚生労働省)

○同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況について把握することにより、個々の企業がポジティブ・アクションについて実情に応じた目標を立てることが可能となるよう、ベンチマーク事業を実施。

【男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援】

(文部科学省、厚生労働省)

○待機児童ゼロ作戦及び地域における子育て支援を強力に推進するため、以下の措置を講じる。

- ・待機児童解消のための保育所の緊急整備の実施(待機児童の多い市町村を中心に保育所の緊急整備を行うための経費として、平成16年度に限り150億円を上乗せ)
- ・特定保育事業の拡充(週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に保育所を利用できる特定保育事業について、対象年齢を就学前まで拡充)
- ・つどいの広場事業の拡充(子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」の身近な場所での設置を推進 平成16年度予算案500か所)
- ・育児支援家庭訪問事業の創設(出産後間もない時期に様々な原因で養育が困難になっている家庭等に対

分野	8	少子化対策・男女共同参画
政策項目	③	男女共同参画の推進
<p>して、育児に関する技術支援等を行うことにより、育児困難な家庭の子育て支援を推進 平成 16 年度予算案 957 市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援総合コーディネーター事業の拡充(各市町村において、子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、利用のあっせん・調整等を行う「子育て支援総合コーディネーター」の配置を推進 平成 16 年度予算案 500 市町村) ・幼稚園における預かり保育の充実(私立幼稚園における「特定預かり保育」及び「休業預かり保育」の実施や既存の幼稚園施設への預かり保育室の設備など) <p>○次世代育成支援対策推進法に基づく地方公共団体・事業主による行動計画の策定促進。</p> <p>【生涯を通じた女性の健康支援】 (厚生労働省)</p> <p>○不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部助成の実施。</p> <p>【男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実】 (文部科学省)</p> <p>○女性が社会で十分能力を発揮して多様なキャリアを形成するための支援策を調査研究。</p>		